

令和 8 年第 2 回区議会定例会

議案説明資料

※議案第62号から77号については資料なし

(議案第 39 号)

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を拡大する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を拡大することとする。(第 25 条の 3)
- 2 区民税について、職権による減免を可能とすることとする。(第 37 条)
- 3 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例措置の適用期限を撤廃すること等とする。(附則第 3 条の 4)
- 4 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長することとする。(附則第 3 条の 5)
- 5 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例措置の適用期限を延長することとする。(附則第 4 条)
- 6 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例措置の適用期限を延長すること等とする。(附則第 11 条)
- 7 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例措置を創設することとする。(附則第 13 条の 3)
- 8 その他必要な規定の整備を行う。

<実施の時期等>

- 1 令和 9 年 1 月 1 日から施行すること等とする。(附則第 1 項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第 2 項から第 6 項まで)

【問合せ先】

課税課 内線 1201

(議案第40号)

杉並区児童相談所設置条例

< 条例の趣旨 >

児童福祉法において、都道府県又は児童相談所設置市は、児童相談所を設置しなければならないこととされている。

令和8年2月、児童福祉法施行令の一部が改正され、杉並区が児童相談所設置市として指定されたことに伴い、杉並区児童相談所を設置するとともに、その位置等を定める必要があるため、この条例案を提出する。

< 施設の概要 >

名称	杉並区児童相談所
位置	杉並区阿佐谷南一丁目14番8号
敷地面積	969.41㎡
建築面積	594.59㎡
延床面積	2,994.94㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上6階建て
施設内容	事務室、面接室、医務室、相談室、会議室等

< 条例の概要 >

1 設置 (第1条)

児童福祉法第12条第1項の規定に基づき、児童相談所を設置することとする。

2 名称、位置及び所管区域 (第2条)

児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
杉並区児童相談所	杉並区阿佐谷南一丁目14番8号	杉並区の区域

3 委任 (第3条)

この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定めることとする。

< 実施の時期 >

令和8年11月1日

【問合せ先】

児童相談所設置準備課 内線4021

(議案第 4 1 号)

杉並区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例

< 制定の趣旨 >

児童福祉法において、障害児通所給付費の支給に係る障害児通所支援事業者の指定は、都道府県知事又は児童相談所設置市の長が行うこととされており、当該指定を受けた指定障害児通所支援事業者が従うべき人員、設備及び運営に関する事項等について、内閣府令で定める基準に従うこと等により、条例で基準を定めることとされているところである。

令和 8 年 2 月、児童福祉法施行令の一部が改正され、杉並区が児童相談所設置市として指定されたことに伴い、指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める必要があるため、この条例案を提出する。

< 条例の概要 >

1 総則 (第 1 章)

趣旨、定義、指定障害児通所支援事業者の一般原則等について定める。
(第 1 条から第 4 条まで)

2 児童発達支援 (第 2 章)

(1) 指定児童発達支援の基本方針、人員、設備及び運営に関する基準を定める。(第 5 条から第 5 9 条まで)

(2) 共生型児童発達支援に関する基準を定める。(第 6 0 条から第 6 3 条まで)

(3) 基準該当児童発達支援に関する基準を定める。(第 6 4 条から第 7 0 条まで)

3 放課後等デイサービス (第 3 章)

(1) 放課後等デイサービスの基本方針、人員、設備及び運営に関する基準を定める。(第 7 1 条から第 7 7 条まで)

(2) 共生型放課後等デイサービスに関する基準を定める。(第 7 8 条)

(3) 基準該当放課後等デイサービスに関する基準を定める。(第 7 9 条から第 8 2 条まで)

4 居宅訪問型児童発達支援 (第 4 章)

居宅訪問型児童発達支援の基本方針、人員、設備及び運営に関する基準

を定める。（第 83 条から第 90 条まで）

5 保育所等訪問支援（第 5 章）

保育所等訪問支援の基本方針、人員、設備及び運営に関する基準を定める。（第 91 条から第 95 条まで）

6 多機能型事業所（第 6 章）

多機能型事業所に関する特例を定める。（第 96 条から第 98 条まで）

7 雑則（第 7 章）

電磁的記録等及び委任について定める。（第 99 条及び第 100 条）

<実施の時期>

令和 8 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、児童対象性暴力等の防止に係る基準の規定は、同年 1 2 月 2 5 日から施行する。

【問合せ先】

障害児支援担当 内線 1 1 7 1

(議案第 4 2 号)

杉並区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

< 制定の趣旨 >

児童福祉法において、障害児入所給付費の支給に係る障害児入所施設の指定は、都道府県知事又は児童相談所設置市の長が行うこととされており、当該指定を受けた指定障害児入所施設の設置者が従うべき人員、設備及び運営に関する事項等について、内閣府令で定める基準に従うこと等により、条例で基準を定めることとされているところである。

令和 8 年 2 月、児童福祉法施行令の一部が改正され、杉並区が児童相談所設置市として指定されたことに伴い、指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等を定める必要があるため、この条例案を提出する。

< 条例の概要 >

1 総則 (第 1 章)

趣旨、定義、指定障害児入所施設の一般原則等について定める。(第 1 条から第 4 条まで)

2 指定福祉型障害児入所施設 (第 2 章)

指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める。(第 5 条から第 5 4 条まで)

3 指定医療型障害児入所施設 (第 3 章)

指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める。(第 5 5 条から第 6 0 条まで)

4 雑則 (第 4 章)

電磁的記録等及び委任について定める。(第 6 1 条及び第 6 2 条)

< 実施の時期 >

令和 8 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、児童対象性暴力等の防止に係る基準の規定は、同年 1 2 月 2 5 日から施行する。

【問合せ先】

障害児支援担当 内線 1 1 7 1

(議案第43号)

杉並区小児慢性特定疾病審査会条例

< 制定の趣旨 >

児童福祉法において、都道府県又は児童相談所設置市は、小児慢性特定疾病医療費の支給の申請があった場合であって、医療費支給認定をしないこととするときは、当該都道府県又は児童相談所設置市に置く小児慢性特定疾病審査会に、審査を求めなければならないこととされている。

令和8年2月、児童福祉法施行令の一部が改正され、杉並区が児童相談所設置市として指定されたことに伴い、杉並区に置く小児慢性特定疾病審査会に関し必要な事項を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

< 条例の概要 >

1 趣旨 (第1条)

児童福祉法第19条の4第1項の規定に基づき設置する杉並区小児慢性特定疾病審査会(以下「審査会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

2 組織 (第2条)

審査会は、委員6人以内をもって組織することとする。

3 招集、会議及び会議の非公開 (第3条から第5条まで)

審査会は、会長が招集することとするほか、会議の定足数及び非公開等について定めることとする。

4 委員以外の者の出席等 (第6条)

審査会は、審査のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができることとする。

5 守秘義務 (第7条)

委員及びその職を退いた者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととする。

6 委任 (第8条)

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。

<実施の時期等>

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。（附則第1項）
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項）
審査会の会長及び委員の報酬の額を定める。（別表）

【問合せ先】

保健サービス課 内線4526

(議案第 4 4 号)

杉並区児童福祉審議会条例

< 制定の趣旨 >

児童福祉法においては、同法及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県又は児童相談所設置市に、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとされている。

令和 8 年 2 月、児童福祉法施行令の一部が改正され、杉並区が児童相談所設置市として指定されたことに伴い、杉並区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する等の必要があるため、この条例案を提出する。

< 条例の概要 >

1 設置（第 1 条）

区長の附属機関として、審議会を置くこととする。

2 所掌事項（第 2 条）

審議会は、法令（条例を含む。）に定めがあるもののほか、区長が必要と認める事項について、調査審議等をするものとする。

3 組織（第 3 条）

審議会は、公正な判断をすることができる者であって、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者であるもののうちから区長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織することとするほか、審議会に臨時委員を置くことができることとする。

4 委員等の任期（第 4 条）

委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の任期等を定める。

5 委員長及び副委員長（第 5 条）

審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置くこと等とする。

6 会議、会議の公開、部会、委員等以外の者の出席等及び委員等の除斥について定める。（第 6 条から第 10 条まで）

7 守秘義務（第 11 条）

委員等及びその職を退いた者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととする。

8 委任（第12条）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。

<実施の時期等>

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。（附則第1項）
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項）

審議会の委員長及び部会長並びに委員の報酬の額を定める。（別表）

- 3 杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例、杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例及び杉並区放課後児童健全育成事業の整備及び運営の基準に関する条例の一部改正（附則第3項から第5項まで）

設備等の向上に関する勧告に係る意見聴取先を審議会に改める。

【問合せ先】

子ども家庭部管理課 内線1361

(議案第 4 5 号)

杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

< 制定の趣旨 >

児童福祉法において、国、都道府県及び区市町村以外の者が児童福祉施設を設置しようとするときは、都道府県知事又は児童相談所設置市の長の認可を受けることとされており、児童福祉施設の設備及び運営については、内閣府令で定める基準に従うこと等により、条例で基準を定めることとされているところである。

令和 8 年 2 月、児童福祉法施行令の一部が改正され、杉並区が児童相談所設置市として指定されたことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める必要があるため、この条例案を提出する。

< 条例の概要 >

1 総則 (第 1 章)

趣旨、用語、児童福祉施設の一般原則等について定める。(第 1 条から第 2 6 条まで)

2 助産施設 (第 2 章)

種類、入所させる妊産婦、職員及び異常分べんについて定める。(第 2 7 条から第 3 0 条まで)

3 乳児院 (第 3 章)

設備の基準、職員、養育、関係機関との連携等について定める。(第 3 1 条から第 3 8 条まで)

4 母子生活支援施設 (第 4 章)

設備の基準、職員、生活支援、関係機関との連携等について定める。(第 3 9 条から第 4 6 条まで)

5 保育所 (第 5 章)

設備の基準、職員、保育時間等、保育の内容、保護者との連絡等について定める。(第 4 7 条から第 5 3 条まで)

6 児童厚生施設 (第 6 章)

設備の基準、職員、遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項及び保護者との連絡について定める。(第 5 4 条から第 5 7 条まで)

7 児童養護施設 (第 7 章)

設備の基準、職員、養護、関係機関との連携等について定める。(第 5 8 条から第 6 6 条まで)

- 8 福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設（第8章及び第9章）
設備の基準、職員、生活指導、学習指導及び職業指導、保護者等との連絡等について定める。（第67条から第77条まで）
- 9 児童発達支援センター（第10章）
設備の基準、職員、保護者等との連絡、心理学的及び精神医学的診査等について定める。（第78条から第82条まで）
- 10 児童心理治療施設（第11章）
設備の基準、職員、心理療法、生活指導及び家庭環境の調整、関係機関との連携等について定める。（第83条から第89条まで）
- 11 児童自立支援施設（第12章）
設備の基準、職員、生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整、関係機関との連携等について定める。（第90条から第99条まで）
- 12 児童家庭支援センター（第13章）
設備の基準、職員及び支援を行うに当たって遵守すべき事項について定める。（第100条から第102条まで）
- 13 里親支援センター（第14章）
設備の基準、職員、里親支援、関係機関との連携等について定める。（第103条から第108条まで）
- 14 雑則（第15章）（第109条及び第110条）

<実施の時期等>

- 1 令和8年11月1日から施行する。ただし、児童対象性暴力等の防止に係る規定は、同年12月25日から施行する。（附則第1項）
- 2 必要な経過措置を定める。（附則第2項から第5項まで）
- 3 杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正（附則第16項）
余裕活用型乳児等通園支援事業を行う保育所が満たさなければならない設備等の基準は、この条例の基準によることとする。（第26条）

【問合せ先】

障害児支援担当	内線 1 1 7 1
子ども安全対策担当	内線 1 9 6 1
児童相談所設置準備課	内線 4 0 2 1
保育施設担当	内線 1 3 4 1
児童青少年課	内線 4 4 0 1

(議案第46号)

杉並区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

<制定の趣旨>

児童福祉法において、都道府県又は児童相談所設置市は、児童を一時保護するための施設（以下「一時保護施設」という。）の設備及び運営について、内閣府令で定める基準に従うこと等により、条例で基準を定めることとされているところである。

令和8年2月、児童福祉法施行令の一部が改正され、杉並区が児童相談所設置市として指定されたことに伴い、一時保護施設の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）を定める必要があるため、この条例案を提出する。

<条例の概要>

1 趣旨及び用語（第1条及び第2条）

2 最低基準の目的、最低基準の向上及び一般原則（第3条から第5条まで）

最低基準は、一時保護施設の入所児童が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに、安全で安心な生活を送ることを保障するものとする等とする。

3 非常災害対策、安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の所在の確認（第6条から第8条まで）

一時保護施設は、非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、及び訓練を行うよう努めなければならないこと等とする。

4 入所児童を平等に取り扱う原則、児童の権利擁護、児童の権利の制限、児童の行動の制限、児童の所持品等及び虐待等の禁止（第9条から第14条まで）

一時保護施設は、入所児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的な取扱いをしてはならないこと等とする。

5 業務継続計画の策定等（第15条）

一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所児童に対する支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するよう努めなければならないこと等とする。

6 設備及び職員の基準等（第16条から第25条まで）

一時保護施設は、児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場、相談室、食堂、調理室、浴室及び便所を設けること等とし、入所児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備えるとともに、児童福祉事業に熱意を有し、かつ、その理論及び実務について訓練を受けた者とする等とする。

7 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等（第26条から第31条まで）

一時保護施設における生活支援は、入所児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養うことができるよう行わなければならないこと等とする。

8 運営規程等（第32条から第35条まで）

一時保護施設は、入所児童の支援に関する事項その他施設の管理に関する重要事項について、規程を設けなければならないこと等とする。

9 電磁的記録（第36条）

記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面等で行うこととされているものについて、当該書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとする。

10 委任（第37条）

<実施の時期>

令和8年11月1日

【問合せ先】

児童相談所設置準備課 内線4021

(議案第 47 号)

杉並区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例

< 制定の趣旨 >

児童福祉法において、児童相談所長は、必要があると認めるときは委託して一時保護を行わせることができることとされており、都道府県又は児童相談所設置市は、一時保護委託者の登録等の基準については、内閣府令で定める基準に従うこと等により、条例で基準を定めることとされているところである。

令和 8 年 2 月、児童福祉法施行令の一部が改正され、杉並区が児童相談所設置市として指定されたことに伴い、一時保護委託者の登録等の基準（以下「最低基準」という。）を定める必要があるため、この条例案を提出する。

< 条例の概要 >

1 趣旨及び用語（第 1 条及び第 2 条）

2 最低基準の目的等及び一般原則（第 3 条及び第 4 条）

最低基準は、登録一時保護委託施設の入所児童が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに、安全で安心な生活を送ることを保障するものとする。

3 児童の権利の制限、児童の行動の制限、虐待等の禁止及び児童対象性暴力等の防止（第 5 条から第 8 条まで）

登録一時保護委託者は、正当な理由がなく、児童の権利を制限してはならないこと等とする。

4 非常災害対策等（第 9 条から第 12 条まで）

登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、非常災害に必要な設備を設けなければならないこと等とする。

5 設備及び職員の基準等（第 13 条から第 16 条まで）

登録一時保護委託施設の構造設備は、採光、換気その他の入所児童の保健衛生及び入所児童に対する危害防止に十分に考慮して設けること等とし、登録一時保護委託者は、入所児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備えるとともに、児童福祉事業に熱意を有し、かつ、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう、体制を整備しなければならない。

- 6 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等（第17条から第21条まで）
登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援について、入所児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行う体制を整備しなければならないこと等とする。
- 7 運営規程等（第22条から第25条まで）
登録一時保護委託者は、入所児童の支援に関する事項その他施設の管理に関する重要事項について、規程を設けなければならないこと等とする。
- 8 電磁的記録（第26条）
記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面等で行うこととされているものについて、当該書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとする。
- 9 委任（第27条）

<実施の時期>

令和8年11月1日から施行する。ただし、児童対象性暴力等の防止に係る基準の規定は、同年12月25日から施行する。

【問合せ先】

児童相談所設置準備課 内線4021

(議案第48号)

杉並区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

<制定の趣旨>

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、国、都道府県及び区市町村以外の者が幼保連携型認定こども園を設置しようとするときは、都道府県知事の認可を受けることとされており、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営については、主務省令で定める基準に従うこと等により、都道府県が条例で基準を定めることとされているところである。

また、東京都においては、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、幼保連携型認定こども園の設置、廃止等の認可並びに幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の制定の事務は、児童相談所設置市が処理することとされているところである。

令和8年2月、児童福祉法施行令の一部が改正され、杉並区が児童相談所設置市として指定されたことに伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準（以下「設備運営基準」という。）を定める必要があるため、この条例案を提出する。

<条例の概要>

- 1 趣旨及び用語（第1条及び第2条）
- 2 設備運営基準の目的、設備運営基準の向上、幼保連携型認定こども園の責務及び一般原則（第3条から第6条まで）

設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする等とする。

- 3 学級の編制の基準（第7条）

満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする等とする。

- 4 職員の配置の基準（第8条）

幼保連携型認定こども園には、各学級に、当該学級を担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭を1人以上置かな

なければならないこと等とする。

- 5 園舎及び園庭、園舎に備えるべき設備並びに園具及び教具（第9条から第11条まで）

幼保連携型認定こども園には、園庭等を備えなければならないこと等とする。

- 6 教育及び保育を行う期間及び時間等（第12条から第15条まで）

教育に係る標準的な1日当たりの時間は4時間、保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とすること等とする。

- 7 児童対象性暴力等の防止等（第16条から第19条まで）

児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこと等とする。

- 8 食事及び食事の提供の特例（第20条及び第21条）

保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、原則として、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行わなければならないこと等とする。

- 9 非常災害対策等（第22条から第28条まで）

幼保連携型認定こども園は、非常災害に必要な設備を設けなければならないこと等とする。

- 10 委任（第29条）

<実施の時期等>

- 1 令和8年11月1日から施行する。ただし、児童対象性暴力等の防止に係る規定は、同年12月25日から施行する。（附則第1項）

- 2 必要な経過措置について定める。（附則第2項から第12項まで）

- 3 杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正（附則第13項）

余裕活用型乳児等通園支援事業を行う幼保連携型認定こども園が満たさなければならない設備等の基準は、この条例の基準によることとする。（第26条）

【問合せ先】

保育課 内線1371

(議案第 49 号)

杉並区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

< 制定の趣旨 >

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、幼稚園又は保育所等の設置者は、その設置する施設が都道府県の条例で定める幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に適合している旨の認定を受けることができることとされており、当該認定こども園の認定の要件は、同法に掲げる基準に従うこと等により、都道府県が条例で定めることとされているところである。

また、東京都においては、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の事務は、児童相談所設置市が処理することとされているところである。

令和 8 年 2 月、児童福祉法施行令の一部が改正され、杉並区が児童相談所設置市として指定されたことに伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件を定める必要があるため、この条例案を提出する。

< 条例の概要 >

1 趣旨及び用語（第 1 条及び第 2 条）

2 認定こども園の類型（第 3 条）

認定こども園の類型を幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園とする。

3 学級の編製の基準（第 4 条）

満 3 歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に 1 日に 4 時間程度利用するもの及び保育所と同様に 1 日に 8 時間程度利用するものに共通の 4 時間程度の利用時間については、学級を編制するものとする等とする。

4 職員の配置の基準（第 5 条及び第 6 条）

認定こども園には、認定こども園の長を置くほか、子どもの教育及び保育に従事する者並びに調理員を置かなければならないこと等とする。

5 施設設備（第 7 条）

認定こども園の建物等は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置され

ていなければならないこと等とする。

6 食事及び食事の提供の特例（第8条及び第9条）

保育を必要とする子どもに食事を提供するときは、原則として、認定こども園内で調理する方法により行わなければならないこと等とする。

7 児童対象性暴力等の防止等（第10条から第14条まで）

児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこと等とする。

8 教育及び保育を行う期間及び時間等（第15条から第22条まで）

保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とすること等とする。

9 委任（第23条）

<実施の時期等>

1 令和8年11月1日から施行する。ただし、児童対象性暴力等の防止に係る規定は、同年12月25日から施行する。（附則第1項）

2 必要な経過措置について定める。（附則第2項から第4項まで）

3 杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正（附則第5項）

余裕活用型乳児等通園支援事業を行う認定こども園が満たさなければならない設備等の基準は、この条例の基準によることとする。（第26条）

【問合せ先】

保育課 内線1371

(議案第50号)

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等について、内閣府令で定める基準に従うこと等により、条例で定めているところである。

このたび、児童福祉法の一部が改正され、国家戦略特別区域における特例措置である3歳児から5歳児までのみを対象とする満3歳以上限定小規模保育事業が全国展開されたことに伴い、基準府令において満3歳以上限定小規模保育事業に係る基準が定められた。

また、障害児等の多様なニーズを抱えた子どもについて、インクルージョンの観点から保育所等の受入れを強化するとともに、専門的な支援の確保・拡充を図るため、基準府令の一部が改正され、小規模保育事業所A型等に勤務する理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができること等とされた。

さらに、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が制定されたことに伴い、基準府令において、児童対象性暴力等の防止及び適切な保護のための児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置を講じる義務が定められた。

これらのこと等に伴い、基準府令と同様の改正を行う必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する3件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

1 第1条による杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

(1) 満3歳以上限定小規模保育事業は、小規模保育事業所A型に限ることとするほか、満3歳以上限定小規模保育事業に係る必要な規定の整備を行う。(第7条、第18条、第27条及び第36条)

(2) 家庭的保育事業者等は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業

務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこととする。（第13条の2）

- (3) 小規模保育事業所A型等における保育士の数の算定に当たって、当該事業所に勤務する理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができること等とする。（第29条、第32条、第46条及び第50条）
- (4) 小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所において、乳児等が少数となる時間帯について、保育士の数を1人以上とすることができることとし、この場合は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を置くこと等とする。（附則第6項から第9項まで）

2 第2条による杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正

- (1) 満3歳以上限定小規模保育事業者は、事業所ごとに、満3歳以上保育認定子どもに係る利用定員を定めること等とする。（第37条及び第39条）
- (2) 満3歳以上限定小規模保育事業者は、連携施設の確保に当たって、卒園後の受け皿としての連携協力を求めることを要しないこと等とする。（第42条）
- (3) その他必要な規定の整備を行う。

3 第3条による杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

前記1（2）と同様の改正を行う。（第14条の2）

<実施の時期等>

- 1 令和8年7月1日から施行する。ただし、児童対象性暴力等の防止に関する部分は、同年12月25日から施行する。（附則第1項）
- 2 内閣府令で定められた満3歳以上限定小規模保育に係る基準を区の条例で定める基準とみなす期間は、令和8年6月30日までとする。（附則第2項）

【問合せ先】

保育施設担当 内線1341

(議案第 5 1 号)

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、令和 8 年第 1 回区議会定例会において、杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正し、西永福北自転車駐車場を廃止したところである。

この間、区は、区民の利便性向上と放置自転車対策として、代替地の確保に向けて近隣土地所有者との交渉を進めるとともに、旧西永福北自転車駐車場の地権者と敷地の部分的な貸借について、交渉を進めていたところである。

このたび、区は、当該地権者との交渉の結果、旧西永福北自転車駐車場の敷地の一部を当該地権者から賃借し、区立自転車駐車場として整備することとした。

このことに伴い、自転車駐車場 1 か所の名称及び位置を定める必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

名称及び位置	規模	構造	使用形態	台数
杉並区立西永福北自転車駐車場 (杉並区永福三丁目 5 5 番 3 号)	敷地面積 83.71 m ²	1 階 屋根無	1 回使用	約 30 台

<実施の時期>

規則で定める日

【問合せ先】

交通企画担当 内線 3 5 2 1

議会の議決を経た契約の一部変更について

件名	議会の議決を経た契約の一部変更について
契約の件名	杉並区立児童相談所建設電気設備工事
契約の相手方	杉並区井草五丁目1番12号 東九・栄新 建設共同企業体 代表者 東九電気工事 株式会社 代表取締役 大塚 繁
原契約年月日	令和6年10月17日
原契約の金額	365,522,465円 (内消費税額33,229,315円)
変更後の金額	413,218,465円 (内消費税額37,565,315円) 増減額 47,696,000円 増額 (内消費税額 4,336,000円) 増減率 13.04% 増
変更概要	<p>第一回契約変更</p> <p>変更後の契約金額 387,588,465円 (内消費税額 35,235,315円) 増減額 22,066,000円 増額 (内消費税額 2,006,000円) 増減率 6.03% 増 専決処分日 令和7年10月22日</p> <p>今回契約変更</p> <p>変更後の契約金額 413,218,465円 (内消費税額 37,565,315円) 前回変更からの増減額 25,630,000円 増額 (内消費税額 2,330,000円) 前回変更からの増減率 6.61% 増</p>
変更理由	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の必要が生じたため(令和7年第4回定例会 報告第28号)。 ・工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の必要が生じたため。

工 事 期 間	契約締結の翌日から令和8年8月31日まで
仮 契 約 日	令和8年4月17日

【問合せ先】

営繕課 内線1561

経理課 内線1531

議会の議決を経た契約の一部変更について

件名	議会の議決を経た契約の一部変更について
契約の件名	杉並区立児童相談所建設空気調和設備工事
契約の相手方	杉並区和泉二丁目2番6号 ヤコー設備株式会社 代表取締役 吉田 理一郎
原契約年月日	令和6年10月17日
原契約の金額	171,600,000円 (内消費税額15,600,000円)
変更後の金額	191,587,000円 (内消費税額17,417,000円) 増減額 19,987,000円 増額 (内消費税額 1,817,000円) 増減率 11.64% 増
変更概要	<p>第一回契約変更</p> <p>変更後の契約金額 187,880,000円 (内消費税額 17,080,000円) 増減額 16,280,000円 増額 (内消費税額 1,480,000円) 増減率 9.48% 増 専決処分日 令和7年10月22日</p> <p>今回契約変更</p> <p>変更後の契約金額 191,587,000円 (内消費税額 17,417,000円) 前回変更からの増減額 3,707,000円 増額 (内消費税額 337,000円) 前回変更からの増減率 1.97% 増</p>
変更理由	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の必要が生じたため(令和7年第4回定例会 報告第30号)。 ・工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の必要が生じたため。
工事期間	契約締結の翌日から令和8年8月31日まで

仮 契 約 日

令和8年4月17日

【問合せ先】

営繕課 内線1561

経理課 内線1531

(議案第54号)

災害備蓄用組立式トイレの買入れについて

件名	災害備蓄用組立式トイレの買入れについて
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	台東区元浅草三丁目1番1号 ヨネクラビル5階 株式会社 サイボウ 東京支店 支店長 前川 桂一郎
契約の金額	52,789,000円
契約の目的	災害時のトイレの確保を図るため、組立式トイレを購入する。
履行概要	災害備蓄用組立式トイレの買入れ 組立式個室トイレ 100基 主な仕様 (1) 上下水道・電気が不通でも使用可能 (2) 工具不要、簡単組立、即使用が可能 (3) 約400L(約1,600回使用分)の貯留が可能 (4) 鍵付きでプライバシーが確保できる (5) 全て可燃物として焼却処分が可能 (6) ドアがあり、男女兼用で使用できる (7) 洋便器である (8) し尿を解消することにより繰り返し利用可能
仮契約日	令和8年4月22日
納入期限	契約締結の翌日から令和8年12月15日まで

【問合せ先】

経理課 内線1531

防災課 内線3601

(議案第55号)

杉並区児童相談所開設に伴う物品の買入れについて

件名	杉並区児童相談所開設に伴う物品の買入れについて
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区堀ノ内三丁目52番26号 有限会社 大國屋 代表取締役 堀内 久美子
契約の金額	59,620,000円
契約の目的	令和8年11月1日開設予定の杉並区児童相談所の開設に供するため、什器等を購入する。
履行概要	杉並区児童相談所開設に伴う物品の買入れ 什器等 192品目(960点) 詳細は別紙「物品一覧」のとおり
仮契約日	令和8年4月22日
納入期限	契約締結の翌日から令和8年9月30日まで

【問合せ先】

経理課 内線1531

児童相談所設置準備課 内線4021

別紙「物品一覧」

	品名	数量
1	折りたたみベッド	3
2	ハンガースタンド・スマイル	1
3	レインボーユニット 画用紙整理棚	1
4	フレーベル館 スタッキング 箱いす(抗ウイルス仕様)	2
5	ベビーナ 食事用テーブル 木目	1
6	工場用什器 手押車	2
7	コラボ用家具 イニシア テーブル 楕円	1
8	テーブル フランカ 角形木製4本脚 突板天板	1
9	テーブル フランカ 角形木製4本脚 突板天板	1
10	テーブル フランカ 円形単柱脚 スタンダード天板	1
11	テーブル フランカ 角形スチール4本脚 スタンダード天板	1
12	テーブル CK-750 メラミン天板 ブラック塗装脚	1
13	トリップトラップチェアー ピーチ材 ナチュラル	2
14	ミュートス2 円形テーブル	1
15	踏台	2
16	スクリーンブース インフレーム ソファスクリーン(ハーフ)	2
17	パネルスクリーン Sタイプ 全面パネル 2連	1
18	ウチダITカート(クローズ型)(鍵付き)	1
19	ジューク 引き出し付ユニット ダブル2段用	2
20	エンド支柱	1
21	中間支柱	2
22	インセットパネルダブル	2
23	ミーティングテーブル ワークフィット キャスター脚 配線ボックスなし	1
24	ハイカウンター ワークフィット 片面	1
25	デスクトップパネル ワークフィット サイドディープパネル	1
26	デスク IS スタンダードテーブル	4
27	デスク IS スタンダードテーブル	1
28	デスク IS 両袖デスクA4	1
29	デスク IS 片袖デスクA4	1
30	ワゴン IS 3段引き出し シリンダー錠	2
31	ワゴン GX ペントレー引き出し付き シリンダー錠	4
32	ワゴン T3 ペントレー引き出し付き シリンダー錠	2
33	ワゴン GT ペントレー引き出し付きスリム シリンダー錠	15
34	シューズBOX ワイド扉無 2X4	1
35	オリバー チェスト(3段)	14
36	オリバー デスク	14
37	座椅子	4
38	オリバー チェア	14
39	オリバー チェア	16
40	オリバー ベッド 引き出しなし	15
41	ラウンドOAチェア 黒	1

42	ミーティングチェア(布張りタイプ)	31
43	レガール ディスプレイラック120幅	2
44	棚 複柱書架Sタイプ 側面パネル	2
45	棚 複柱書架Sタイプ 単式 増連	1
46	棚 複柱書架Sタイプ 単式 基本	1
47	パーティションホワイトボード 3連タイプ スチール	1
48	ローパーティション フレクセルII コーナーポスト90°	2
49	ローパーティション フレクセルII 全面クロスパネル	4
50	ローパーティション フレクセルII 全面クロスパネル	2
51	スクリーン マニット W1200直線タイプ	2
52	スクリーン マニット W900直線タイプ	2
53	スクリーン マニット W900直線タイプ	2
54	スクリーン グラビス 描ける軽量パネル H1400タイプ	5
55	ミーティングソファークーブス フォーレ オープン基本	1
56	ソロチェアークーブス フォーレ コの字型基本 テーブル付	1
57	アクセサリ リサイクルボックス	1
58	ロビーチェア SSシリーズ 右コーナーチェア	1
59	ロビーチェア SSシリーズ 2人用アームレス	2
60	ラウンジソファ メッティ 1連シート	2
61	ラウンジソファ メッティ ローベンチ	1
62	ソファークーブス フォーレ W1600ブース用	2
63	会議テーブル ビエナ 固定角型天板 塗装脚アジャスター	1
64	会議テーブル ビエナ フラップ型 角形天板 塗装脚	1
65	会議テーブル ジュート 角型天板角R T字塗装脚キャスター	1
66	会議テーブル ジュート 角形天板 4本塗装角脚キャスター	1
67	応接用家具 ソファークーブス ソファークーブス	1
68	棚 中量ラック 増連	5
69	棚 中量ラック 増連	1
70	棚 中量ラック 基本	7
71	棚 中量ラック 基本	11
72	棚 中量ラック 基本	3
73	棚 中軽量ラック 基本	1
74	棚 中軽量ラック 増連	1
75	ラウンジテーブル リージョン ボックス脚	1
76	ロッカー LK ダイヤル錠 6人用	13
77	ロビーベンチ・長椅子(ピーコック)	1
78	スツール CK-750 ミドルタイプ ホワイト塗装脚	10
79	スツール CK-750 ミドルハイタイプ ブラック塗装脚	2
80	会議イス スプライン サークルメッキ脚	8
81	ミドルスツール ピックル ホワイト塗装 背座布	8
82	チェア プロッカ 木脚 背座樹脂	4
83	チェア プロッカ 4本脚 背合板 座クッション	6
84	チェア コーデ ラウンジ 木脚 張るみ肘 スタンダード張地	2
85	ハイチェア コーデ 固定脚(座回転) 張るみ スタンダード	2

86	チェア ミケット 木脚 背座張りぐるみ	4
87	ANYMATベーシック(丸巻きタイプ)	3
88	リージョンアジャスタブルカウンター ハイタイプカウンター 配線トレイ付きタイプ増連セット	1
89	リージョンアジャスタブルカウンター ハイタイプカウンター 配線トレイ付きタイプ 基本	1
90	診察用枕	1
91	診察台	1
92	リビングスツール ワイド ブラウン	1
93	フラップ天板会議テーブル リーフライン 幕板・棚付	13
94	フラップ天板会議テーブル リーフライン 幕板・棚付	5
95	掲示板 ピン・マグネットタイプ	1
96	Campus for SCHOOL 可動式机 スタンダード	16
97	Campus for SCHOOL 可動式椅子 樹脂タイプ	16
98	Campus for SCHOOL 可動式椅子 合板タイプ	2
99	デスク ワークヴィスタ+ 両面D600 増連 開閉配線カバー	1
100	デスク ワークヴィスタ+ 両面D600 増連 開閉配線カバー	2
101	デスク ワークヴィスタ+ 両面D600 増連 開閉配線カバー	6
102	デスク ワークヴィスタ+ 両面D600 増連 開閉配線カバー	3
103	デスク ワークヴィスタ+ 両面D600 基本 開閉配線カバー	1
104	デスク ワークヴィスタ+ 両面D600 基本 開閉配線カバー	2
105	デスク ワークヴィスタ+ 両面D600 基本 開閉配線カバー	2
106	デスク ワークヴィスタ+ 両面D600 基本 開閉配線カバー	6
107	デスク ワークヴィスタ+ 両面D600 基本 開閉配線カバー	2
108	デスク ワークヴィスタ+ 片面D600 基本 固定配線カバー	4
109	デスクオプション ワークヴィスタ+ 拡張天板	4
110	デスク ストラタ 机上面H720	1
111	アクセサリ ネスティング型ダストカート	3
112	作業用イス ココット ロー スツール	2
113	作業用イス ココット ロー スツール	1
114	ココット ミドルハイタイプ サポートシェルタイプ ステップ付き	6
115	ビルメンテナンスマット カラースノコ ストレート型	4
116	ビルメンテナンスマット 泥落とし用 ハイロンマット	1
117	ビルメンテナンスマット 泥落とし用 ハイロンマット	1
118	クリーンロッカー・備品ロッカー	1
119	会議イス ピエガ A3 メモ台	25
120	会議イス ピエガ 背クッション ブラックシェル メッキ脚	4
121	会議イス ピエガ 背クッション ブラックシェル メッキ脚	80
122	会議イス サティオ 背カバー ブラックシェル メッキ脚	8
123	会議イス スツール 固定丸パイプ脚	22
124	会議イス ピエガ 背クッション 塗装脚 ホワイトシェル	2
125	アクセサリ キャスター付コートハンガー	8
126	タブレット保管庫(10台収納)	2
127	チェア ピコラリビナ ホワイト脚 ローバック 布	3
128	チェア ピコラリビナ ブラック脚 ローバック レザー	3
129	チェア ピコラリビナ ブラック脚 ローバック 布	105

130	チェア デュオラ2 アルミ脚 メッシュ 肘付	4
131	オフィスチェア ウィザード4 ローバック肘無 樹脂脚	19
132	収納庫 エディア 天板	16
133	収納庫 エディア 天板	14
134	収納庫 エディア ガラス両開き扉 上置き	1
135	収納庫 エディア ガラス両開き扉 上置き	1
136	収納庫 エディア 両開き扉 下置き	1
137	収納庫 エディア 両開き扉	2
138	収納庫 エディア 両開き扉	5
139	収納庫 エディア 4人用ロッカー ダイヤル メール穴付	25
140	収納庫 エディア トレー A4浅型3列10段・深型3列6段	1
141	収納庫 エディア トレーユニット A4深型3列11段	3
142	収納庫 エディア トレーユニット A4浅型3列22段	1
143	収納庫 エディア ラテラル6段 下置き	1
144	収納庫 エディア ラテラル3段	2
145	収納庫 エディア オープン 上/下置き	3
146	収納庫 エディア オープン 上/下置き	5
147	収納庫 エディア オープン 上/下置き	12
148	収納庫 エディア 3枚引き違い戸 上置き	5
149	収納庫 エディア 3枚引き違い戸 上置き	4
150	収納庫 エディア 2枚ガラス引き違い戸 上置き	1
151	収納庫 エディア 3枚引き違い戸 下置き	9
152	収納庫 エディア 3枚引き違い戸 下置き	5
153	収納庫 エディア シングルベース	23
154	収納庫 エディア シングルベース	31
155	収納庫 エディア シングルベース	1
156	ミーティングテーブル(ペールウッド)	2
157	ミーティングテーブル(ペールウッド)	4
158	ミーティングテーブル(ペールウッド)	1
159	イートインラティ ハイタイプキッチン	1
160	会議サポート コラボツール 機器台	2
161	スライドボード エディア 3連	1
162	スライドボード エディア 2連	1
163	スライドボード エディア 2連	1
164	ホワイトボード R900シリーズ 回転型 両面無地	2
165	フレイベル館 フレイベル館ペリーヌ収納ロッカー3連	2
166	ジョイントマット ベージュ・ブラウン 4枚組	1
167	マルチワーク クロススクリーン ブルー	4
168	エルフ 玩具棚(低)	1
169	絵本架 片面タイプ	1
170	オープン収納片面タイプ 玩具棚(高)	2
171	ダイニングテーブル	2
172	ダイニングテーブル	2
173	キャスター付き大-18(伸縮幅1200mmから2200mm)抗ウイルス伸縮パーテーション ソフトグリーン	3

174	ユニットフロアーたたみ	13
175	足台	3
176	スツール 丸型	6
177	ディスプレイスタンド プレヴィス 中型	1
178	ディスプレイスタンド プレヴィス用背面カバー下	1
179	ディスプレイスタンド プレヴィス用背面カバー上	1
180	ディスプレイスタンド プレヴィス ケーブルトレイ	1
181	ディスプレイスタンド プレヴィス 棚板	2
182	コルク張りボード(マグネットOKのコルクボード)	1
183	コルク張りボード(マグネットOKのコルクボード)	1
184	木目フレームボード	1
185	木目フレームボード(木目調ホワイトボード)	1
186	ロースタイル 畳小上がり デザートス241 【国産和紙】銀白色【縁なし・市松模様】 高機能性フレスカ畳床 フレームカラー ナチュラル	1
187	折りたたみワゴン・ステンレス	1
188	メルヘンフリーラック・木彫	1
189	折りたたみ座椅子	6
190	EVA畳マット ブラウン(防災)	3
191	軽量継脚折り畳み座卓	3
192	ベルント 135電動昇降テーブル オーク	2

(議案第56号)

杉並区南北バス「すぎ丸」用小型電気バスの買入れについて

件名	杉並区南北バス「すぎ丸」用小型電気バスの買入れについて
契約の方法	随意契約
契約の相手方	横浜市神奈川区金港町1番地7 横浜ダイヤビルディング19階 BYD JAPAN 株式会社 代表取締役社長 劉 学 亮
契約の金額	70,842,200円
契約の目的	杉並区南北バス「すぎ丸」の車両更新のため、小型電気バスを購入する。
履行概要	杉並区南北バス「すぎ丸」用小型電気バスの買入れ 購入台数 2台 購入車両 (EVバス) (1) メーカー・商品名 BYD・J6 2.0都市型 (2) 最大乗車定員 (運転手含) 36名 (14席) (3) 車長×車幅×車高 (mm) 6,990×2,080×3,060 (4) 航続可能距離 210km
仮契約日	令和8年4月30日
納入期限	契約締結の翌日から令和9年1月29日まで

【問合せ先】

経理課 内線1531

都市整備部管理課 内線3521

(議案第 57 号)

児童自立支援施設に係る事務の委託について

<委託の趣旨>

児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 44 条に規定する児童自立支援施設は、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 36 条の規定により、児童相談所設置市に設置義務が課せられているが、人材育成や施設整備の点において早急に設置することが困難であるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づく「事務の委託」により、事務の管理及び執行を東京都に委託する。

なお、児童自立支援施設に係る事務を東京都に委託することについて、区及び東京都の間において協議するに当たり、同法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議決を経る必要があることから、この議案を提出する。

<委託の概要>

1 委託の内容

児童自立支援施設に係る事務の管理及び執行

2 経費の負担

委託事務の管理および執行に要する経費は、区の負担とする

<実施の時期>

令和 8 年 11 月 1 日から施行する。

【問合せ先】

児童相談所設置準備課 内線 4021

(議案第58号)

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する
規約の制定について

<制定の趣旨>

児童相談所を設置する特別区では、地方自治法第252条の7の規定に基づく「機関等の共同設置」により、児童養護施設等への措置費の支払いを一元化する内部組織（措置費共同経理課）を共同設置することとしている。

令和8年11月の児童相談所の開設にあたり、当該組織を共同設置する港区、文京区、品川区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区と協議し、当該組織に加入するため、規約の制定を行うものである。

なお、規約の制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に、関係区市町村の議会の議決を経る必要が規定されているため、議案として提出する。

<制定の概要>

内部組織で処理する事務等について規定する。

<実施の時期>

令和8年11月1日から施行する。

【問合せ先】

児童相談所設置準備課 内線4021

(議案第59号・60号・61号)

令和8年度杉並区各会計補正予算

今回の補正予算は、最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付のほか、保育施設等における子どもの安全対策の強化に係る経費、インフレスライドに伴う追加工事費など、新たな事情や緊急性の観点から計上するものです。

1. 議案第59号 令和8年度杉並区一般会計補正予算(第2号)

【概要】

補正事業 24事業 1,054,314千円

【歳出予算】

(1)防災施設整備	917千円
(2)公衆浴場の確保対策	37,500千円
(3)杉並公会堂(PFI事業)	5,640千円
(4)コミュニティふらっとの整備	1,888千円
(5)荻窪地域区民センターの改修	29,619千円
(6)西荻区民事務所の移転整備	32,018千円
(7)体育施設の維持管理	32,925千円
(8)民生(児童)委員活動	81,293千円
(9)国民健康保険事業会計繰出金	△ 284,246千円
(10)後期高齢者医療事業会計繰出金	12,566千円
(11)介護強化型ケアハウス施設管理	18,285千円
(12)私立認可保育所	37,697千円
(13)地域型保育事業	6,131千円
(14)保育所等における子どもの安全確保支援事業	120,928千円
(15)こども発達センターの維持管理	500千円
(16)生活保護費	741,345千円
(17)在宅医療体制の充実	9,646千円
(18)食品衛生監視	1,876千円
(19)乳幼児健康診査等	3,340千円
(20)有料制自転車駐車場の運営	3,693千円
(21)自転車駐車場等整備	14,000千円
(22)公園の維持管理	54,856千円
(23)公園等の整備	68,300千円
(24)西宮中学校の改築	23,597千円

【歳入予算】

○特別区税	190,623千円
○分担金及び負担金	25,200千円
○国庫支出金	624,050千円
○都支出金	209,220千円
○使用料及び手数料	979千円
○諸収入	4,242千円

【債務負担行為】

○追加

(単位:千円)

No.	事 項	期 間	限 度 額
1	指定管理者制度による下高井戸区民集会所の管理運営	令和13年度まで	94,000
2	コミュニティふらっとの整備 ((仮称) コミュニティふらっと宮前基本実施設計)	令和9年度まで	5,000
3	指定管理者制度による松ノ木運動場の管理運営	令和13年度まで	163,000
4	指定管理者制度による永福体育館の管理運営	令和13年度まで	489,000
5	指定管理者制度による下高井戸運動場の管理運営	令和13年度まで	187,000
6	指定管理者制度による 下高井戸おおぞら公園スポーツコートの管理運営	令和13年度まで	286,000
7	指定管理者制度による下高井戸おおぞら公園の管理運営	令和13年度まで	493,000
8	西宮中学校の改築 (基本実施設計)	令和9年度まで	69,000

